

(別紙 7-1)

(森林管理局長と素材生産業者等(主伐後の造林を行うことができる者に限る。))が協定を締結するもの)

### 国有林材の安定供給システム協定書

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、関東森林管理局長 松村 孝典(以下「甲」という。))と【需要者】〇〇〇〇〇(以下「乙」という。))とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和      年      月      日

甲      住所   群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 番 2 5 号

氏名   関東森林管理局長   松村   孝典

乙      住所  
         商号又は名称  
         代表者氏名

注 1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

記

第 1 条   甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条   本協定は、別紙 1 の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第 3 条   乙は、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画(以下「実行計画」という。))の案について、別紙 2 の様式により甲に提出するものとする。

2   甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙に通知する。

3   甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙に通知する。

4   乙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。

5   甲は、第 2 項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長(以下「森林管理署等の長」という。))に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。

6   乙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度 6 月末までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。

7   実行計画を変更する場合の手続は、第 1 項から第 6 項までに定めるところによる。

第 4 条   甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 乙は、やむを得ない事由がある場合及び次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙3の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙は、乙が希望したときは別紙3に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙が前2条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第12条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第13条 次の特約条件を付するものとする。

- (1) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (2) 乙は、この協定に基づき甲より購入した物件が、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (3) 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- (4) 乙は、毎年度終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について」及び「システム販売実行済報告書」を関係森林管理署長等を経由して森林管理局長に提出するものとする。
- (5) 甲は、次の一つに該当する場合は、甲が協定を解除できるものとする。
  - ア 乙が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。
  - イ 乙が協定期間中に「国有林材等の安定供給システムによる販売（立木販売）」の実施に係る募集公告の記の5に定める要件を失ったとき。
  - ウ 乙が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。
- (6) 上記(5)により協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害の補償請求を行わないものとする。
- (7) やむを得ない場合を除き乙が実行計画の販売時期を変更したことにより、再度収穫調査が必要となった場合においては、乙の費用負担により国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の5に規定する指定調査機関に委託し、国有林野産物

収穫調査規程準則の運用について（昭和 61 年 10 月 4 日付け 61 林野業一第 78 号林野庁長官通知）の別紙「国以外の者が行う収穫調査について」に基づく収穫調査を行うこと。

この場合において、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく森林管理署長に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された販売開始予定時期の 3 ヶ月前までに、当該物件の所在地を管轄する森林管理署長へ報告すること。

- (8) 甲が東北地方太平洋沖地震の復旧・復興資材として供給することが必要と認めた場合、または、甲が緊急に公用・公共用又は公益事業の用に供する必要があると認めた場合には本協定にかかわらず、甲が他に供給することができることとする。
- (9) 国有林材の供給調整の必要性が生じた場合には、乙は、甲が実施する国有林材の販売の時期及び数量の調整に可能な範囲で協力するよう努めるものとする。
- (10) 造林請負契約に用いる苗木については、協定相手が調達すること。

なお、苗木の生産に当たっては、出荷までに概ね 2 年程度の期間を要することから、過不足を生じないように協定の相手方の責任において、苗木生産者との需給調整を行うこと。

第 14 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

（別紙 1）

立木販売及び造林予定箇所

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |

（別紙 2）

立木販売及び造林実行計画

（最終承認年月日： 年 月 日）

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 販売契約締結予定年度 | 着手予定時期 | 造林契約締結予定時期 | 造林契約完了予定時期 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|------------|--------|------------|------------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |

(別紙 7-2)

(森林管理局長と素材生産業者等及び造林事業者等が協定を締結するもの)

### 国有林材の安定供給システム協定書

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）、【素材生産業者等】〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）、【造林事業者等】〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和     年     月     日

甲 住所 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 番 2 5 号

氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

乙 （素材生産業者等）

住所

商号又は名称

代表者氏名

丙（造林事業者等）

住所

商号又は名称

代表者氏名

注 1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

記

第 1 条 甲乙丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 本協定は、別紙 1 の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第 3 条 乙及び丙は共同して、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度、及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（以下「実行計画」という。）の案について、別紙 2 の様式により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙及び丙に通知する。

3 甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙及び丙に通知する。

4 乙及び丙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。

5 甲は、第 2 項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署等の長」という。）に実行計画を付して承認した旨を通

知するものとする。

6 乙及び丙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度6月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。

7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 丙は、やむを得ない事由がある場合及び、次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙3の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙又は丙は、乙又は丙が希望したときは別紙3に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙又は丙が前2条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第12条 甲乙丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第13条 次の特約条件を付するものとする。

- (1) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (2) 乙は、この協定に基づき甲より購入した物件が、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (3) 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- (4) 乙は、毎年度終了後、「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について」及び「システム販売実行済報告書」を関係森林管理署長等を経由して森林管理局長に提出するものとする。
- (5) 甲は、次の一つに該当する場合は、甲が協定を解除できるものとする。
  - ア 乙が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。
  - イ 乙が協定期間中に「国有林材等の安定供給システムによる販売（立木販売）」の実施に係る募集公告の記の5に定める要件を失ったとき。

ウ 乙が販売箇所の造林の計画・履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの協定の目的を達成することができないものと認められるとき。

- (6) 上記(5)により協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害の補償請求を行わないものとする。
- (7) やむを得ない場合を除き乙が実行計画の販売時期を変更したことにより、再度収穫調査が必要となった場合においては、乙の費用負担により国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 5 に規定する指定調査機関に委託し、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について（昭和 61 年 10 月 4 日付け 61 林野業一第 78 号林野庁長官通知）の別紙「国以外の者が行う収穫調査について」に基づく収穫調査を行うこと。
- この場合において、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく森林管理署長に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された販売開始予定時期の 3 ヶ月前までに、当該物件の所在地を管轄する森林管理署長へ報告すること。
- (8) 甲が東北地方太平洋沖地震の復旧・復興資材として供給することが必要と認めた場合、または、甲が緊急に公用・公共用又は公益事業の用に供する必要があると認めた場合には本協定にかかわらず、甲が他に供給することができることとする。
- (9) 国有林材の供給調整の必要性が生じた場合には、乙は、甲が実施する国有林材の販売の時期及び数量の調整に可能な範囲で協力するよう努めるものとする。
- (10) 造林請負契約に用いる苗木については、協定相手が調達すること。
- なお、苗木の生産に当たっては、出荷までに概ね 2 年程度の期間を要することから、過不足を生じないように協定の相手方の責任において、苗木生産者との需給調整を行うこと。

第 14 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(別紙 1)

立木販売及び造林予定箇所

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |

(注 1) 販売予定量については森林調査簿を元に参考として記載しているものであり、実際の材積を表すものではない旨を注記すること。

(注 2) 収穫調査済みのものについては備考欄に「収穫調査済み」と記載すること。

(別紙 2)

立木販売及び造林実行計画

(最終承認年月日： 年 月 日)

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 販売契約締結予定年度 | 着手予定時期 | 造林契約締結予定時期 | 造林契約完了予定時期 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|------------|--------|------------|------------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |

(注 1) 令和〇年度協定〇〇国有林に係る立木販売及び造林実行計画とするなど管理しやすい実行計画名とすること。

(注 2) 最終承認年月日は、森林管理局長が承認時に記入する。

(注 3) 森林計画区、森林管理署から造林面積までについては森林管理局が記載して協定者に計画案の提出を依頼すること。また、販売予定量については森林調査簿を元に参考として記載しているものであり、実際の材積を表すものではない旨を注記すること。

(注 4) 収穫調査済みのものについては備考欄に「収穫調査済み」と記載すること。

(注 5) 事業着手時期、造林契約締結及び完了予定時期については年月を記載すること。ただし、翌年度以降のものについては年度を記載することとして差支えない。

(注 6) 分収造林契約を予定している販売予定箇所については、備考欄に「分収造林希望」と記載すること。

主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続について

1 造林事業請負契約に関する条件について

(1) 総則

ア 造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

イ 森林管理局長は、別紙 7-1 又は別紙 7-2 国有林材の安定供給システム協定書第 9 条に規定する造林事業請負契約について協定者と契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、協定者（協定締結以後は乙又は丙をいう。）は当該入札に参加してはならない。

(2) 契約内容

ア 契約単位及び契約期間については、協定者の弾力的な立木の伐採及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として販売箇所ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の販売箇所については、同一単位として契約する。契約の分割は、エのとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。

イ 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該立木の伐採と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。

ウ 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき協定者が調達する。

エ 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、立木を伐採する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、立木を伐採する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合もイの一貫作業システムを前提とした積算とする。

オ やむを得ない事由がある場合を除き、森林管理署等の長及び協定者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

(1) 協定者は、森林管理局長に提出する実行計画案において、造林契約締結希望時期及び造林契約完了予定時期を記載する。

(2) 森林管理署等の長は、(1)の実行計画案における造林契約予定時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。

(3) (2)の実行計画案に基づき、森林管理署等の長及び協定者は、伐採する年度の 8 月末までに、販売箇所ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日の他以下の事項についての最終の確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

(4) 森林管理署等の長及び協定者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした販売箇所については、森林管理署

等の長及び協定者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。

- (5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所について、森林管理署と協定者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、森林管理署等の長が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 242 号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、森林管理署等の長は協定者から見積書を徴取して、協定者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、協定者は見積金額を見直し、森林管理署等の長は協定者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。協定者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、森林管理署等の長と協定者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を 3 回まで繰り返し行うこととする。ただし、3 回目の見直し以降においても、協定者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、森林管理署等の長は再度協定者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、協定者が伐採に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。

- (6) 森林管理署等の長は、協定者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を協定者に提示する。
- (7) (5)に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署等の長と協定者が行うものとし、(5)に定める見積書の徴取、(6)に定める資料の提示についても、森林管理署等の長が行う。

### 3 分収造林契約に関する条件及び締結までの手続について

- (1) 森林管理署等の長及び協定者は、協定者が希望したときは、本条の定めるところにより、販売箇所に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、（別紙 7-1）又は（別紙 7-2）の国有林材の安定供給システム協定書第 9 条第 2 項の造林事業請負契約を締結しない。
- (2) 協定者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる販売箇所に係る実行計画案の提出時にその旨を記載し、森林管理局長に提出する。
- (3) 森林管理局長は、実行計画案において、前項の分収造林契約の希望が示されたときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを森林管理署等の長に確認した上で、売買契約に先立ち、当該分収造林契約の締結の可否を協定者に通知する。
- (4) 前項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、協定者は（別紙 4-1）又は（別紙 4-2）の国有林材の安定供給システム協定書第 9 条第 2 項に定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
- (5) 第 3 項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、森林管理署等の長に対し、協定者との分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力するよう指示する。